

**2. 規制改革実施計画（本年6月18日）
を踏まえた取組について**

(12) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革のあり方

18 電波の有効利用

- a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、早期に実現する。
- b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムを実用化する。
- c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について**周波数の返上**を促進する観点から、電波利用の**適正な対価・インセンティブ等をレバレッジ**とし、実効的な仕組みを構築する。
- d 総務省は、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当を着実に実施する。
- e 総務省は、電波オークション制度について、デメリットとされている事項に対する諸外国の対応も含め、エビデンスに基づく具体的かつ総合的な事例調査を行い、報告書を取りまとめる。

a,c : 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置

b,d,e : 令和3年度措置

a. 公共安全LTEの実現に向けた取組

- 関係省庁※で開催した検討会における議論を踏まえ、通信エリアや実現に向けたコスト／構築期間を考慮し**既存の携帯電話網を活用**しつつ、災害時でも「つながる」ネットワークを目指し、**既存の業務用網・端末等も併存・活用して携帯電話網のエリアやその機能を補完**できるよう、**両者の組合せによる運用を前提**に実現を推進。

※ 内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省

公共安全LTE網

※ 携帯電話網と既存の業務用網・端末をニーズに応じて接続して併存・活用することも可能

公共安全機能提供 共同利用型プラットフォーム



- 公共安全LTEの利用者に対し、様々な機能を提供するための設備

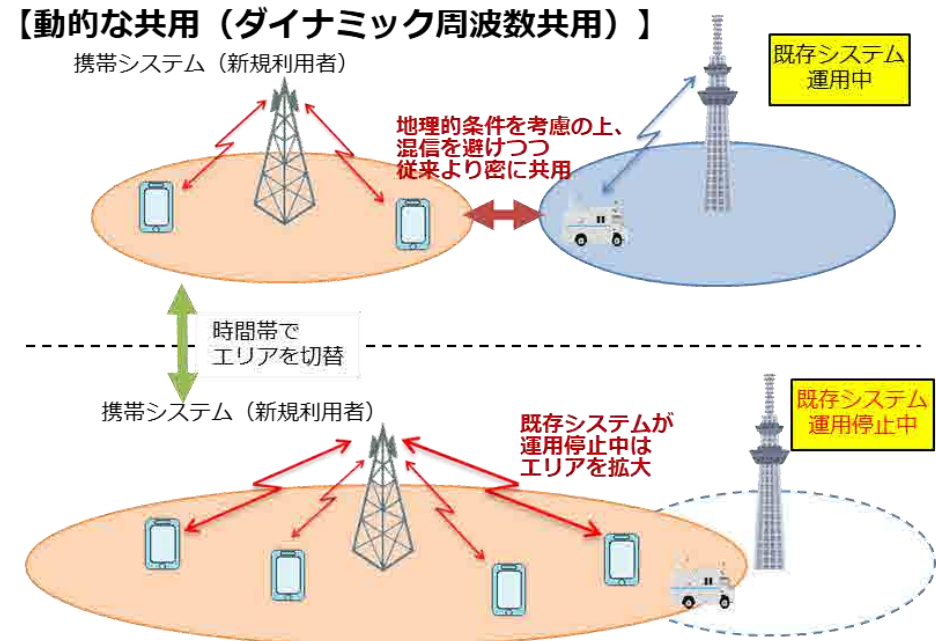
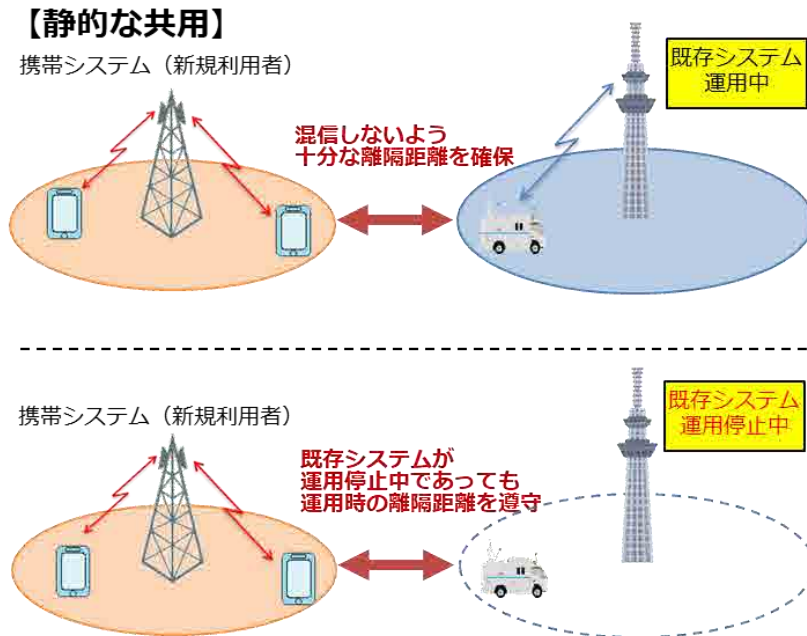
【提供する通信機能】

- グループ通信・通話機能
- 端末からの静止画・動画送受信
- 位置情報を活用した情報共有
- 高度なセキュリティ通信
- 優先接続機能
- 各機関通信システムとの相互接続等

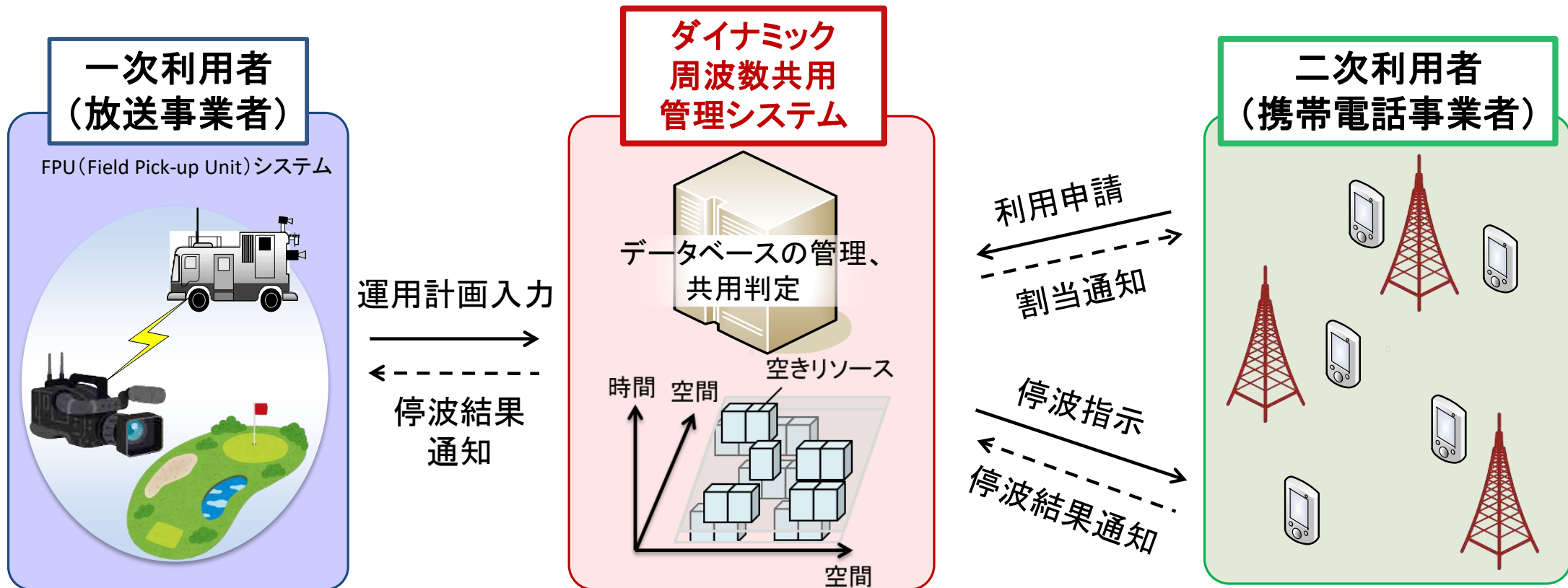
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入に向けた方向性の検討 ・ 具備する機能要件の整理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術／運用性の総合実証 ・ サービス提供スキームの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定性等向上のための技術検証 ・ 限定的な先行サービス開始 ・ サービス提供スキームの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の本格化

- 現状、同一周波数を異なる無線システムで共用する場合は、相互に電波干渉が生じないように、地理的な離隔距離を十分保つことで静的な共用を実施。
- 一方で、無線システム全体でも、有限な電波資源である周波数のひっ迫度は増しており、これまで以上の周波数の効率的利用や共同利用が不可欠。
- 上記を踏まえ、これまで総務省において、**地理的、時間的な運用状況を考慮した動的な共用（ダイナミック周波数共用）の実現**に向けて、共用条件・運用条件、共用管理システム及び運用ルールについて検討を推進し、令和3年4月に情報通信審議会から「2.3GHz帯における移動通信システムの技術的条件」が一部答申、令和3年度に実用化予定。

ダイナミック周波数共用のイメージ



- 2.3GHz帯におけるダイナミック周波数共有においては、
 - ・一次利用者である放送事業者からの番組中継用回線（FPU）運用計画（周波数・場所・日時等）の入力
 - ・二次利用者である携帯電話事業者からの周波数利用申請に基づき、システムで自動的に共用判定を実施。
- FPUの運用時間帯に干渉範囲に携帯電話基地局がある場合は、当該基地局の停波指示を行い、地理的・時間的に周波数を共用する。



- ・ 「一次利用者」とは、ダイナミック周波数共有管理システムを用いて、既存の無線業務の局を運用する者をいう。
- ・ 「二次利用者」とは、ダイナミック周波数共有管理システムを用いて、一次利用者の無線局の運用に有害な混信を生じさせないように新規の無線業務の局を運用する者をいう。